

な学習機会を提供することが求められている。

また、いじめや不登校等で悩んでいる子どもの数は依然として多く、子どもたちの悩み等を積極的に受け止め、適切に対応することが求められている。

以上の基本的認識に立って、以下のめざすべき方向に沿って、教育施策の重点目標の実現を図る。

- 子どもたちの発達段階に応じた体系的な体験活動が行われるよう、兵庫型「体験教育」を推進する。
- 自らの命を守る安全教育に加えて、助け合いやボランティア精神など「共助」の精神を培うよう、震災の教訓を生かし語り継ぐ兵庫の防災教育を推進する。
- 人権という普遍的文化の構築をめざし、人権尊重の理念に基づく「共生」の心の育成に取り組む。
- いじめ・不登校等に悩む子どもや保護者の悩み等に適切に対応するため、子どもたちの「心」を支えるシステムの充実に取り組む。

3 子どもたちの学びを支えるため、学校・家庭・地域が一体となって取り組みます

子どもたちは、学校、家庭、地域など様々な場での学びを通して成長していく。この三者の関係は、相互補完的であり、それぞれにおける学びが結びついて相乗的な効果をもたらすとともに、地域や家庭のつながりが深まることにもつながる。

こうした中、子どもたちが多様な体験や交流を経験し、豊かな成長がかなえられるよう、学校、家庭、地域のそれぞれが子どもたちの成長にかかわる当事者としての自覚と責任を持ち、相互に連携・協力し一体となって子どもたちの教育に取り組むことが重要である。

本県においては、地域住民が様々な経験や特技などを生かして、授業や部活動など学校の教育活動を支援する仕組みづくりや、学校安全ボランティアとして学校や通学路における子どもたちの安全確保などの取組を推進するとともに、地域住民の参画による放課後等の子どもたちの居場所づくりや、地域住民が主体となって子どもたちに体験活動等の機会や場を提供する取組を県内全域で展開してきた。今後も、学校が地域の参画を得ながら教育を推進するとともに、地域の人々が主体となって企画・運営する地域の教育活動や、青少年団体や社会教育団体が実施している社会教育活動に、一層広範な人々の参画が得られるよう取り組むことが求められている。

また、家庭は教育の原点である。保護者は、子どもの教育について第一義的責任を有しており、家族の触れ合いの時間を確保し、基本的なしつけを行うことにより、人間関係の基礎を形成し、道徳性の芽生えを培うことや、食生活を含め規則正しい生活習慣を確立することは、「生きる力」を育成する上で重要な役割を担っている。一方、少子化、核家族化など子育てをする家族の環境の変化が進み、子育てに不安のある親や児童虐待が増えている中であって、地域で子育てを支える環境づくりや安心して子育てができる環境づくりが求められている。

以上の基本的認識に立って、以下のめざすべき方向に沿って、教育施策の重点目標の実現を図る。

- さまざまな教育活動を通して、地域の教育力の向上に取り組む。

- 地域で子育てを支える環境づくりや安心して子育てができる環境づくりなどを通して、教育の原点である家庭の教育力の向上に取り組む。

4 子どもたちが安心して学べる環境づくり、信頼される学校づくりを進めます

子どもが抱える問題や保護者の学校に対する要望が多様化する中で、学校が適切に対応するためには、校長のリーダーシップのもと、迅速かつ組織的に対応することや積極的に情報を公開することが重要である。また、普段から保護者や地域住民等への説明責任を果たしながら開かれた学校づくりを一層進め、学校と家庭、地域との信頼関係を確立することが求められている。

このため、教職員には、子どもにかかわる新たな教育課題等に適切に対応し、自信をもって子どもたちの教育にあたれるよう、実践的な研修等を通じて教職員一人一人が資質向上に努めるとともに、心身の健康を保持することが求められている。

団塊の世代の退職に伴い、増加が見込まれる新規採用教職員の研修を充実し、実践力の向上を図るとともに、子どもと向き合う時間の確保につながる勤務時間の適正化も重要である。

また、学校施設の耐震化とともに、子どもたちの登下校の安全確保も含めて、学校生活を安全・安心に送れるよう適切な学習環境の整備・充実を図ることが求められている。

一方、教育をめぐる課題が多様化、複雑化する中で、合議制の執行機関である教育委員会と、その構成員である教育委員が、期待される役割と責任を十分に果たし、県民の多様なニーズを的確に捉えつつ、適正かつ効果的な教育行政が行われることが求められる。

以上の基本的認識に立って、以下のめざすべき方向に沿って、教育施策の重点目標の実現を図る。

- 学校評価²²等を通じて「開かれた学校づくり」を推進する。
- 教職員の協働体制の確立を推進し、学校の組織力の向上に取り組む。
- 教育課題に対応した研修や免許更新制度の実施を通して教職員の資質の向上を図るとともに、メンタルヘルス²³の保持・増進等を通じた教職員の健康管理を図る。
- 通学路等における安全確保や県立学校施設の耐震化など、安全・安心で質の高い学習環境を整備する。
- 教育の機会均等を確保するため、修学支援等の充実などに取り組む。
- 教育委員会評価の実施や移動教育委員会等の開催を通じ教育委員会機能のさらなる充実に取り組む。

²² 学校評価……各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、組織的・継続的な改善を図ること等を目的として、以下の実施手法により行う評価。

①学校自己評価：各学校の教職員が行う評価

②学校関係者評価：保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等が、学校自己評価の結果について評価することを基本として行う評価

③第三者評価：学校と直接関係を有しない専門家等による客観的な評価

²³ メンタルヘルス……精神衛生。精神的健康。

5 新しい時代を担う人材育成や高度な研究を充実し、地域とともに歩む高等教育を推進します

知識基盤社会²⁴の到来や18歳人口の減少が進む中、より高度な人材の育成や国際競争力のある研究水準の確保、地域社会との連携強化など多様化するニーズに対応するため、兵庫県立大学において教育、研究、社会貢献の各分野に積極的に取り組み、自律的かつ効率的な大学運営を行う。

また、多様な知の拠点を形成している県内40大学の連携や交流を促進し、各大学の特色を生かした教育・研究の充実や地域貢献活動を展開する。

以上の基本的認識に立って、以下のめざすべき方向に沿って、教育施策の重点目標の実現を図る。

- 教育分野では、グローバルコミュニケーション科目（英語・情報）の充実や会計専門職大学院をはじめとした高度専門職業人の育成など、幅広い教養や専門知識・技能を含めた課題探求能力と国際的なコミュニケーション能力を備え、地域や国際社会で活躍できる創造性と自立性を有する人材の育成に取り組む。
- 研究分野では、ニュースバルや次世代スーパーコンピュータなど先進的な研究基盤を活用した先導的・独創的な研究やコウノトリの野生復帰、震災復興など地域の課題に対応した研究を展開する。
- 社会貢献分野では、地域とともに発展する大学として、知の創造フォーラムなどの生涯学習、インキュベーションセンター等を活用した産学連携、国際交流協定を締結した大学との学術交流など国際交流等を全学的な体制で推進し、地域社会や国際社会への貢献を積極的に展開する。
- 県立大学附属中学校と、附属高校との中高一貫教育を推進するとともに、県立大学と連携した中高大連携教育を実施する。
- 県内40大学の連携を促進し、それぞれの大学の特色を生かした教育・研究の推進、地域産業や地方自治体との連携による地域社会の活性化を推進する。

6 県民だれもが生きがいをもって地域社会に参画する生涯学習社会づくりを推進します

県民一人一人が、その生涯を通じて、その時々において生きがいをもち、文化、芸術、スポーツ、教養などの社会教育・生涯学習の場で様々な学びの機会を得ることは、生きる喜びや感動をもたらし、豊かな心をはぐくむものである。

県民一人一人が、それぞれの趣味を楽しみ、教養を高めることに生きがいを見いだしたり、学習した成果を生かして地域社会の課題解決等に参画することが求められている。

また、スポーツは、健康を増進し人生を豊かにするとともに、明るく豊かで活力に満ちた社会

²⁴ 知識基盤社会……新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会。

の形成に不可欠なものであり、県民だれもがそれぞれの年齢や体力に応じて、「いつでも、どこでも、気軽に」スポーツに参加できる環境の整備が求められている。

以上の基本的認識に立って、以下のめざすべき方向に沿って、教育施策の重点目標の実現を図る。

- 県民一人一人が、生きがいを見いだしたり、学習成果を地域社会の課題解決に生かせるよう、県民の学習ニーズや社会の要請に応える社会教育・生涯学習の振興に取り組む。
- 県民だれもがそれぞれの年齢や体力に応じて、「いつでも、どこでも、気軽に」スポーツに親しめるよう、「のじぎく兵庫国体」や「のじぎく兵庫大会」の成果を生かしたスポーツの振興に取り組む。

ひょうご教育創造プラン

(兵庫県教育基本計画実施計画)

目 次

1 自立的に生きる力を培い、創造性を伸ばす教育に取り組みます	1
(1) 幼児期の教育の充実	1
(2) 知識基盤社会に対応する「確かな学力」の確立	3
(3) 自尊心や自律性など道徳性をはじめとした「豊かな心」の育成	14
(4) 運動や食育、健康教育を通じた「健やかな体」の育成	20
(5) 生徒の多様な学習ニーズに対応する県立高等学校教育の充実	24
(6) ひょうごユニバーサル社会づくりの理念に基づく特別支援教育の充実	26
(7) 私学教育の振興	30
2 「体験教育」をはじめ兵庫の特色ある教育を推進します	34
(1) 兵庫型「体験教育」の推進	34
(2) 震災の教訓を生かし語り継ぐ兵庫の防災教育の推進	39
(3) 人権尊重の理念に基づく「共生」の心の育成	41
(4) いじめ・不登校対応など、子どもたちの「心」を支えるシステムの充実	45
3 子どもたちの学びを支えるため、学校・家庭・地域が一体となって取り組みます	49
(1) 地域社会の連帯意識の再生と地域の教育力の向上	49
(2) 教育の原点である家庭の教育力の向上	53
4 子どもたちが安心して学べる環境づくり、信頼される学校づくりを進めます	56
(1) 学校の組織力の向上	56
(2) 教職員の資質能力の向上	58
(3) 開かれた学校づくりの推進	61
(4) 安全・安心で、質の高い学習環境の整備	62
(5) 教育委員会機能の充実	68

5	新しい時代を担う人材育成や高度な研究を充実し、地域とともに歩む高等教育を推進します	71
(1)	教育の充実・強化	71
(2)	研究のさらなる発展・高度化	76
(3)	社会貢献の積極的展開	80
(4)	顔が見える大学づくり、積極的な情報発信	84
(5)	県内外の大学の連携・交流の推進	85
6	県民だれもが生きがいをもって地域社会に参画する生涯学習社会づくりを推進します	87
(1)	県民の学習ニーズに応える社会教育・生涯学習の振興	87
(2)	のじぎく兵庫国体やのじぎく兵庫大会の成果を生かしたスポーツの振興	94

教育施策の重点目標 1

自立的に生きる力を培い、創造性を伸ばす教育に取り組みます

(1) 幼児期の教育の充実

① 幼稚園・保育所等における取組の充実

[今後の方向と目標]

幼児期における教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、幼稚園、保育所に加えて、就学前の教育・保育ニーズに対応する「認定こども園」¹等において、子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、幼児一人一人の特性に応じた教育・保育の一層の充実を図る。

また、幼児期における教育を推進する観点からも、幼稚園等が専門性を生かし、子育てに関する情報を提供したり、保護者からの子育てに対する相談に応じたりするなど、子育て支援を推進する。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。(なお、以下の事項で年度の記述がないものは、これまで取り組んでおり、今後も継続的に取り組む予定のものである。(以降のページも同じ。))

◎ ひょうごっこグリーンガーデン（幼児期の体験型環境学習）

……全幼稚園・認可保育所を対象

[施策の取組]

- 幼稚園教育要領の改訂の趣旨及び内容等の周知・徹底を図るとともに、実施に向けた取組を支援するため、研修の機会や場を提供する。
- 私立幼稚園における幼児教育の充実を図るため、経常費補助等を行うとともに、子育て支援のための事業を実施する。
- 私立幼稚園や民間保育所において、幼稚園や保育所に入所していない就学前の3～5歳児を対象として、専門的な保育、教育、体験活動を実施し、小1プロブレム²の解消を推進する。
- 幼保連携型、幼稚園型及び保育所型認定こども園に対する運営支援を実施し、認定こども園の設置を推進する。
- 幼児期の教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図るため、幼児と児童の交流や、教職員の合同研修を推進する。
- 幼児期から児童期への連続性をもった環境学習・教育の展開方法を研究し、子どもの発達段階を踏まえた環境体験活動を充実する。

¹ 認定こども園……就学前の子どもを保護者の就労の有無に関わらず受け入れて、幼児教育と保育を一体的に提供する施設。

² 小1プロブレム……新しく小学校1年生になった児童が集団行動をとれない、授業中に座っていられない、話を聞かないなどの状態が継続すること。

1 自立的に生きる力を培い、創造性を伸ばす教育に取り組みます

[これまでの主な取組]

◇幼稚園と小学校の確かな接続事業

県内に5地域に推進圏を指定し、幼児の生活及び発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の在り方について、家庭や小学校との連携を通して実践研究を行う。また、幼稚園における学校評価システムの導入を図るため、県内10地域において地区別幼児教育研修会を開催する。

◇小学校連携推進事業

在宅児童を対象に、小学校での生活にスムーズに馴染み、学習できるようにするため、基本的な生活習慣や集団生活を身に付けさせていく体験保育等を民間保育所で実施する。

◇私立幼稚園経常費補助事業

私立幼稚園における教育条件の維持向上、経営の安定化、父母負担の軽減を図るとともに、保護者や地域のニーズに対処し、安心して子育てができる環境づくりを行うため、経常費補助や預かり保育推進事業補助等を行う。

◇私立幼稚園における子育て支援のための事業

地域の幼児教育センターとして、幼稚園児や就学前の在宅幼児の子育てを支援するため、幼児教育相談等事業やわくわく幼稚園開設事業、親子学級開設事業、2歳児子育て応援事業等を実施する。

◇待機児童対策

県、待機児童³を抱える市町等で構成する「待機児童対策県・市合同プロジェクトチーム」を設置し、保育所定員の弾力化の拡大、認可保育所の設置促進など、待機児童の解消に向けた対策の検討を進める。

◇認定こども園運営助成事業

就学前の教育・保育ニーズに対応する新たな選択肢となる認定こども園の設置推進を図ることを目的に運営費の補助を行う。

◇ひょうごっこグリーンガーデン（幼児期の環境学習）

- ①ひょうごっこグリーンガーデン実践事業：県内の幼稚園、保育所が実施する田畑や園庭などを活用した体験型環境学習の実践に要する経費を補助し、各園が日常性、継続性のある環境学習に取り組むきっかけづくりとする。
- ②ひょうごっこグリーンガーデン研究会：学識者や体験型環境学習の専門家、幼稚園・保育所関係団体の代表者等で構成し、家庭と幼稚園・保育所との連携や本県の地域性を踏まえた環境学習の在り方を検討する。
- ③幼児期の環境学習実践事例集の作成：幼稚園・保育所等での環境学習の実践方法や学習手法等を分析し、環境学習・教育を進める上で有効活用できる事例や具体的手法をとりまとめた実践事例集を作成・配布する。
- ④幼稚園教諭・保育士環境学習リーダー研修：地域に根ざした環境学習を推進し、地域の核となる人材を育成するため、幼稚園教諭・保育士を対象に、ひょうごの環境学習の進め方等を学び、自ら自然体験をする研修を実施する。
- ⑤ひょうごの環境学習・教育実践発表会：幼児期から児童期の発達段階に応じて、子どもたちが積極的に体験型環境学習に参加している状況を広く発信する。

◇私立幼稚園子育て相談実践事例講習会補助事業

私立幼稚園の教員に対して、複雑化する相談内容や困難事例等への対応能力を高めさせるため、兵庫県私立幼稚園協会が行う講習会に要する経費を補助する。

³ 待機児童……認可保育所への入所を希望し、国が定める要件を満たしているにもかかわらず、施設が不足しているため入所できない児童。

(2) 知識基盤社会に対応する「確かな学力」の確立

① 学力向上方策の充実

[今後の方向と目標]

子どもたちに確かな学力を身に付けさせるためには、基礎的・基本的な知識・技能と、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を、車の両輪としてバランスよく伸ばしていくとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うことが必要である。

このため、少人数指導や補充的な学習といった個に応じたきめ細かい指導を一層充実するとともに、全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、思考力・表現力など知識・技能を活用する力を育成する指導を充実するなど、学力向上に取り組む。

また、読書タイムや計算・書き取りなどの学習タイムは、基礎・基本の定着だけでなく、学習に取り組む姿勢が高まったり、読書の習慣が身に付くなど、人間形成の上で幅広い効果が期待される。

さらに、高等学校においては、学校の特色化・多様化を推進し生徒の学習ニーズに応えるとともに、課程や学科等の特色に応じた確かな学力を身に付けさせる取組を推進する。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

- ◎ 公立小学校高学年での教科担任制の研究推進（平成21年度～）
- ◎ 全公立小中学校で、反復学習のための学習タイムを週4回実施
- ◎ 全公立小中学校で、全国学力・学習状況調査結果を分析し、授業改善に活用

[施策の取組]

- 小・中学校においては、きめ細かな指導や多面的な児童生徒理解に基づく指導を行うため、新学習システムを推進するとともに、その成果や課題について検証を行い、個に応じた教育を一層充実する。特に、専門性を生かした学習指導や中学校での学習への円滑な接続に効果が期待される教科担任制については、少人数学習集団の編成と組み合わせた「兵庫型教科担任制」の研究を進める。
- 経験豊富な教員OBを小・中学校に派遣し、指導力向上支援や授業に関する相談・支援を行う。
- 高等学校においては、習熟度別指導等の少人数教育の充実に加えて、総合的な学習の時間の支援、特色ある教科、選択科目の開設のため、民間人等の非常勤講師の活用を図る。
- 学習指導要領の改訂の趣旨及び内容の周知・徹底を図り、教育課程の編成や実施における課題解決のための研究協議等を行うとともに、各学校での新学習指導要領の円滑な実施を支援する。
- 全国学力・学習状況調査の結果を全県的な視点から分析し、課題解決に向けて市町や学校を支援するとともに、学力と相関関係が見られた学習習慣の確立を図る先導的な取組等をまとめた実践事例集を作成し、各学校での取組を促進する。
- 読書習慣や学習習慣を身に付けさせるとともに、反復練習による読み、書き、計算の力を高

1 自立的に生きる力を培い、創造性を伸ばす教育に取り組みます

めるため、モジュール型の学習タイム⁴の実施を推奨する。

- 県立高等学校及び県立中等教育学校において、各校の特色に応じた学力向上プランの実践を支援し、その成果をすべての県立高等学校及び県立中等教育学校に普及する。
- 県立高等学校教育改革第二次実施計画を踏まえ、生徒の個性や多様なニーズに対応した魅力ある学校づくりを一層進めるため、積極的に特色づくりに向けた研究に取り組む。

[これまでの主な取組]

◇小・中学校における新学習システムの推進

児童生徒の成長発達段階や教科等の特性に応じて、柔軟に少人数学習集団を編成し、多くの教職員が児童生徒一人一人とかかわり、多様な能力や個性の伸長と基礎学力の向上を図るため、国の定数改善を活用しながら、新学習システム指導教員を配置する。

◇特色ある教育課程の推進

高等学校において、各校の特色化の推進に伴い、生徒の興味・関心や進路希望等に応じた多様・多彩な特色ある教育課程編成への取組を支援するため、民間人などの専門性のある非常勤講師等を配置する。

◇学力と学習意欲向上のための教育課程推進事業

各学校において、学習指導要領に基づいて教育課程のさらなる工夫改善を図るため、具体的な実践例を交流する研究集会を実施し、各教科等の具体的な指導内容や指導方法及び評価の在り方等諸課題の解決を図る。

◇ひょうご学力向上推進プロジェクト事業

全国学力・学習状況調査結果の分析・検証をもとに、全県的な課題に対応するため、学力向上方策等を検討するとともに、基礎学力の確実な定着に向けた指導方法の工夫改善を図るための教員研修の開催や研究校を指定した実践研究を行うなど、本県児童生徒の学力向上を図る。

◇学力向上実践推進事業

全国学力・学習状況調査の地域課題に対応するため、市町・学校の提案に基づき、先進的・意図的な取組を進める学校に非常勤職員を配置し、本県児童生徒の学力向上を図る。

◇学力向上ステップアップハイスクール事業

県立高等学校及び県立中等教育学校において、学力向上について総合的に取り組み、指導内容や指導方法の改善、指導体制、評価規準や評価方法についての実践研究を推進し、その成果をすべての県立高等学校等に普及する。

◇知識・技能活用能力向上事業～ことばの力向上プラン～

各教科等において、知識・技能を活用する能力を高めるために、まとめる力、伝える力、討論する力などの「ことばの力」を育成する本県独自の教材を開発し、すべての県立高等学校等に普及する。

◇「県立高等学校教育改革第一次実施計画」(H12～H20)の推進

「全日制高等学校長期構想検討委員会」の報告(平成11年6月)に基づき、国際化、情報化、少子・高齢化や生徒の多様化、生涯学習社会の進展等に伴い直面する様々な課題に対応し、子どもたちの「生きる力」の育成をめざし、生徒が成就感や達成感をもって、学びたいことが学べる魅力ある学校づくりを推進する。

⁴ モジュール型の学習タイム……反復学習等を行う場合に、10分から15分程度を一単位として組み合わせて時間割を組む指導形態。

②

理数教育の充実

[今後の方向と目標]

これからの「知識基盤社会」の時代においては、科学技術の重要性が一層高まると言われている。しかしながら、近年実施された国際的な学力調査等において、日本の子どもたちは、理科・数学において習得した知識・技能を実生活に活用する能力や学習に対する意欲・態度に課題があることが明らかになった。

このため、学校教育において、科学技術の土台である理数教育の充実が求められており、小学校高学年における専科教員による理数教育の充実や理科支援員の配置など、系統的な理数教育への取組を推進する。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

- ◎ 理数教育推進事業～ダ・ヴィンチ・プラン～の実施
- ◎ 人と自然の博物館の研究員による授業、学校での展示(学校キャラバン)、教員研修の実施

[施策の取組]

- 算数・数学や理科に対する関心や学習意欲を高めるため、知識・技能を実際の場面で活用する活動を充実する。
- 理科支援員や特別講師の配置により、小学校理科における観察・実験の活性化を図る。
- 学習指導要領の改訂や全国学力・学習状況調査の結果等を踏まえ、算数・数学、理科に対する教員の指導力を高めるための研修を実施する。
- 高校生が日常生活と関連づけながら科学的に問題を解決する力を身に付けるとともに、科学技術等に対する興味・関心、意欲、能力を高める。
- 人と自然の博物館と学校が連携し、専門的な学習を受ける機会を設け、児童生徒の理科に対する興味・関心、意欲、能力を高める。

[これまでの主な取組]

◇理科おもしろ推進事業

小学校の理科授業の充実・活性化を図るため、観察・実験を補助する理科支援員や先端科学技術に関する実験等の演示・体験活動などを行う特別講師を公立小学校に配置する。

◇理数教育推進事業～ダ・ヴィンチ・プラン～

児童生徒の理科、算数・数学に対する興味・関心を喚起するため、数学・理科甲子園、数学・理科教材・教員対象の研修講座の実施など、総合的な理科及び算数・数学教育の充実に取り組む。

◇人と自然の博物館の博学連携事業

児童生徒の理科に対する興味・関心を喚起するため、博物館と学校が連携し、研究員による授業、学校での展示(学校キャラバン)、教員研修などを実施する。

③

情報教育の充実

[今後の方向と目標]

高度情報通信ネットワーク社会が一層進展する中で、子どもたちに情報社会を主体的に生きる「情報活用能力」や情報モラルをはぐくむとともに、「確かな学力」や学ぶ意欲の向上に資するため、教育の情報化は学校教育における不可欠な要素である。

このため、児童生徒の発達段階に応じて情報活用能力を育成するとともに、ICT⁵の活用による指導方法の工夫改善を図り、すべての教科等で幅広い視点でICTを有効に活用する幅広い取組を進める。

また、子どもたちの携帯電話の利用が進む中、学校・家庭・地域が連携した情報モラル教育の拠点校を指定し、研究成果の全県への普及を図る。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

- ◎ 平成22年度までに、以下のICT環境整備を実施……全公立学校を対象
 - ・ 校内LAN⁶整備率100%（平成22年度）
 - ・ 教育用コンピュータ 1台当たり児童生徒数3.6人
 - ・ 超高速インターネット接続率100%
- ◎ 教員用コンピュータ 1人1台……全県立学校を対象
- ◎ 教員のICT活用指導力の向上
 - ・ すべての教員がICTを活用して指導できる（平成22年度）

[施策の取組]

- 初心者でも使いやすい教材・コンテンツの素材を集積し、ICTを活用した指導方法の工夫改善を促すとともに、すべての教員がICTを活用して指導できるようになることをめざす。
- 教員が子どもたち一人一人に向き合う時間を確保する観点から、校務の情報化を進める。
- 子どもたちの携帯電話でのメールやインターネットの利用が進む中、学校・家庭・地域が連携した情報モラル教育を推進する。

⁵ ICT……Information Communication Technology の略。情報通信技術。IT(Information Technology)と同義で使われる。

⁶ 校内LAN……校内に分散配置されているサーバーやパソコンなどを結ぶネットワークシステム。

[これまでの主な取組]

- ◇教科等におけるICT教材開発事業
ICT活用による確かな学力の向上や、教員のICT活用指導力の向上を図るため、教科等の指導でだれもが活用できるICT教材の開発（蓄積）、普及を行う。
- ◇e-スクールコンソーシアムの運営
教育関係機関及びIT関連企業などが連携協力を図りながら教育情報の共有化や、ネットワークを活用した教育活動及び教育用コンテンツの流通等の支援を行う。
- ◇ICT活用重点促進事業
すべての教員のICTを活用した指導力を向上させるため、e-ラーニング⁷を活用した研修を実施する。
- ◇情報教育専門推進員の配置
学校における情報教育の推進を図るため、各教育事務所に情報教育専門推進員を配置する。
- ◇地区別情報教育研修会
教員の指導力向上やICT環境の整備及び情報モラル教育等に関する研修会を教育事務所ごとに開催する。
- ◇県立学校情報モラル研究モデル指定校事業
生徒への情報モラルの指導方法、教材開発等の先進的実践研究を行う。
- ◇デジタル情報等の共有化促進事業
授業で有効に活用できる教育用コンテンツ等のデジタル情報の共有化を図るため、大型ディスプレイ等の表示装置を整備し、その利活用に向けての実践事例の提供、共有等の実践研究を行う。
- ◇教育情報ネットワークの運用
兵庫県内の公立学校等に情報通信サービスを提供することにより、教育活動及び学習活動を支援する。

⁷ e-ラーニング……パソコンやコンピュータネットワークなどを利用して行う教育。

④

言語活動の充実

[今後の方向と目標]

知識・技能を活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力の基盤となるのは、言語に関する能力である。また、国語をはじめとする言語の能力は、コミュニケーションや感性・情緒、知的活動の基盤であり、子どもたちのことばの力を培うことは極めて重要である。

このため、国語をはじめすべての教科において言語に関する能力を高める学習指導の工夫改善を図るとともに、「ひょうご子どもの読書活動推進計画」の改正を踏まえ、学校と公立図書館との連携や読書ボランティアの養成に取り組むなど、子どもたちの読書活動を一層推進する。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

- ◎ 県立高等学校・中等教育学校を対象とした「ことばの力」を育成する本県独自の教材の作成（平成21年度）とそれを活用した授業の全県展開
- ◎ 読書習慣の育成……家庭で1日30分以上読書する児童生徒の割合が全国平均を上回る

[施策の取組]

- 学習指導要領の改訂を踏まえて言語活動の充実を図るため、「知識・技能を活用する学習活動」指導事例集を作成し、教科の特質に応じてレポートの作成、説明、討論、論述などの学習活動を促進する。
- 学校図書館の活用を含めた読書活動の充実を図るため、読書活動推進事例集を作成し各学校での活用を図る。
- すべての県立高等学校及び県立中等教育学校において、「ことばの力」の向上のために新たに作成する教材を活用し、各教科において知識・技能を活用する学習活動を充実する。
- 「ひょうご子ども読書推進計画」を改正し、市町における読書推進計画の策定を促進することで、子どもの読書活動の推進を図る。

[これまでの主な取組]

◇ひょうご学力向上推進プロジェクト事業（再掲 p.4）

◇知識・技能活用能力向上事業～ことばの力向上プラン～（再掲 p.4）

◇ひょうご子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動の推進や環境の整備・充実に向けて、子ども読書関連各種研修会や、兵庫県子どもの読書活動推進連絡会の開催等を通して、子どもが本に親しみ、本を楽しむことができる環境づくりを全県的に支援する。

⑤ 国際化に対応した教育の推進

[今後の方向と目標]

国際化が一層進展する中で、異なる文化や歴史を有する様々な国や地域の人々と共に生きる社会において、国際社会の一員として、自らの考えや意見を伝え、主体的に行動する態度や能力を育成することが求められている。

このため、学習指導要領の改訂により新たに導入される小学校高学年の外国語活動では、外国語を用いたコミュニケーション能力の素地を養い、中・高等学校ではコミュニケーション能力を育成、向上していく。さらに、異なる文化や歴史を尊重する態度を育成するため、歴史に関する教育の充実を図るとともに、宗教に関する一般的な教養に関する教育を行う。

また、外国人生徒等との交流を通して文化や価値観などの違いを実感する体験活動の機会や場の充実を図る。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

- ◎ 小学校における外国語活動のための研修の実施(平成21・22年度)……全公立小学校を対象
- ◎ 外国語指導助手(ALT)の配置・訪問の実施
 - ……全県立高等学校及び県立中等教育学校に配置
 - 外国語指導助手の活用授業時数の拡大を図り、全県立高等学校及び県立中等教育学校への配置・訪問を継続
- ◎ 次世代育成国際交流事業の実施……・本県姉妹州省の高等学校との生徒交流の推進
 - ・ASEAN諸国教育関係者との交流推進
 - ・西オーストラリア州との教員交流の実施

[施策の取組]

- 学習指導要領の改訂により新たに導入される小学校高学年の外国語活動の実施に向け、全公立小学校の担当教員を対象とした研修を実施する。
- すべての県立高等学校及び県立中等教育学校において、外国語指導助手の配置等を行うとともに、外国語指導助手を積極的に活用する教育課程を編成している学校については、外国語指導助手の重点配置を行うなど、実情に応じたより効果的な配置を行い、英語の理解力、表現力の向上及び教員の英語力の充実をめざす。
- 文化や価値観の違い等を学び、国際社会の一員としての幅広い教養と豊かな人間性の育成を図るため、姉妹州省等における現地の高校生等との交流の内容等の充実を図る。
- 県立高等学校及び中等教育学校において、引き続き、本県が独自に開発した教材「日本の文化」を活用し、日本の歴史・文化の理解を深める教育を充実する。

1 自立的に生きる力を培い、創造性を伸ばす教育に取り組みます

[これまでの主な取組]

◇小学校国際理解推進モデル事業

総合的な学習の時間等において、児童が外国語に触れたり、外国の生活・文化に慣れ親しんだりするような小学校段階にふさわしい体験的な学習を行う中で、小学校における国際理解活動の実践的な取組を拠点校において研究する

◇外国語指導助手（ALT）招致事業

アメリカ合衆国やイギリス等の英語圏諸国から外国語指導助手を招致し、直接に指導を受けることにより、本県の高専学校生徒等の英語の理解力、表現力の向上及び教員の英語力の充実をめざすとともに、地域レベルでの国際交流の推進を図る。

◇次世代育成国際交流事業

高校生が国際社会の一員として、幅広い教養と豊かな人間性の育成をめざし、高校生の海外での体験活動を一層充実するため、本県高校生の安全確保や便宜供与の支援が期待できる姉妹州省において、現地の高校生等との交流を通して文化・価値観の違いを実感することのできる体験活動プログラムに基づく活動等を行う。

◇高等学校「日本の文化」の全県展開

県立高等学校及び中等教育学校において、本県が独自に開発した教材「日本の文化」を活用し、生徒が日本の歴史・文化を学ぶ機運を高める。

⑥ 職業教育・キャリア教育の推進

[今後の方向と目標]

社会構造が大きく変化し、雇用の多様化・流動化が進む中、フリーターなどの若年者の不安定就労や、いわゆるニート⁸と呼ばれる若者の存在が社会問題となっている。子どもたちが「生きる力」を身に付け、様々な課題を乗り越えていくたくましさを持ち、社会の変化に流されることなく、社会人・職業人として自立していくためには、子どもたち一人一人が望ましい勤労観、職業観を身に付けることができるよう、職業に従事するために必要な知識、技術、態度を修得させることを目的とした職業教育、望ましい勤労観、職業観を育てるキャリア教育を充実することが求められている。

このため、子どもたちの発達段階に応じて、学校の教育活動全体を通じた組織的・系統的な職業教育・キャリア教育の充実に取り組む。その際、職場体験やインターンシップなどの体験活動を取り入れるとともに、実践的な職業教育を行う専修学校・各種学校との連携を深め、子どもたち自身が学ぶことや働くこと、生きることの尊さを実感し、将来について考えるよう支援する。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

- ◎ 地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」……全公立中学校2年生を対象
- ◎ 「ひょうごの匠」の派遣による中学生の学校での体験学習の推進……県内20中学校を対象
- ◎ 高校生就業体験事業－インターンシップ推進プラン－の実施
……全県立高等学校等の2年生中心から1年生にも拡大
- ◎ 「ひょうご匠の技」探求事業……全県立工業高等学校に拡大
- ◎ 「ひょうごの達人」招聘事業……職業に関する学科を設置する全県立高等学校に拡大
- ◎ 「ものづくり大学校」(仮称)の整備(平成23年度から順次供用開始)
- ◎ 「はばたきサポート」(後期中等教育の充実事業)……県立特別支援学校20校を対象

[施策の取組]

- 生徒の社会的自立を促す教育としてのキャリア教育の視点に立って、「トライやる・ウィーク」の取組の充実を図る。
- 近年、若年層を中心にもものづくり離れが顕著になっており、技能後継者の確保難が懸念されていることを踏まえ、中学生に技能の大切さや魅力を理解させるため、「ひょうごの匠」キャラバン隊派遣事業を実施する。
- 「はばたきサポート」の調査研究の結果を踏まえ、職業学科を見直し、社会の変化や生徒の障害の状態に応じた適切な職業教育の充実を図る。
- 県経営者協会、能力開発協会等の関係団体と連携しながら、高校生の事業所でのインターンシップの実施をめざす。
- 高度熟練技能者を招聘する「ひょうご匠の技」探求事業を実施することで、ものづくりの技

⁸ ニート……Not currently engaged in Employment, Education or Training の略語。「若年無業者(学校に通学せず、独身で、収入を伴う仕事をしていない15～34歳の個人)」のうち就職したいが就職活動をしていない者または就職したくない者。

1 自立的に生きる力を培い、創造性を伸ばす教育に取り組みます

術・技能に興味関心の高い生徒を育成するとともに、その能力を伸ばし、実践的工業技術者を育成する。

- 各学校の実態に応じた専門家を招聘する「ひょうごの達人」招聘事業を実施することで、生徒の高度な資格取得やスキルアップを支援する。
- 中学卒業者の進路選択の幅を広げ、後期中等教育の多様化に資するため、私立専修学校高等課程に対する補助を行う。
- 先進的で特色ある教育の推進と職業教育・専門教育の充実強化を図り、その振興に資するため、私立専修学校専門課程に対する補助を行う。
- ものづくりの現場を支える人材の育成と、子どもたちがものづくり体験を通して、その楽しさ、大切さを理解し、職業意識の醸成を図ることを目的として、「ものづくり大学校」(仮称)を整備し、その活用を図る。
- 次代の農業を担う後継者や地域農業リーダー等の担い手の確保は農業の大きな課題であり、農業大学校において人材の養成・育成に努める。

[これまでの主な取組]

◇地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」

「生きる力」を育成するとともに、学校・家庭・地域社会が一体となって心の教育の充実を図るため、公立中学校（中等教育学校前期課程、市立特別支援学校中学部を含む）2年生が、1週間、地域や自然の中で様々な社会体験活動を行う。

◇「ひょうごの匠」キャラバン隊派遣事業

現役で活躍するトップクラスの技能者である「ひょうごの匠」を県内中学校20校に招聘し、職種毎に講話や実演を行うとともに、生徒自身の手でものづくり体験をすることにより、技能の大切さや魅力を理解させる。

◇後期中等教育の充実事業（はばたきサポート）

地域や学校の実情に応じ、就労をめざす特別支援学校高等部の生徒に対し、作業学習等の指導内容・方法の一層の充実を図り、就労を見据えた職業教育等の充実に関する調査研究を実施する。

◇高校生就業体験事業—インターンシップ推進プラン—

全県立高等学校2年生を中心に、将来めざす職業にかかわる職場や地域の企業等におけるインターンシップを実施し、望ましい勤労観、職業観を育成する。

◇「ひょうご匠の技」探求事業

全県立全日制工業高等学校12校に実技指導のための高度熟練技能者を招聘し、実践的な指導を通して、ものづくりの技術・技能に興味・関心を高め、その能力を伸ばし、特に地域産業界に貢献できる実践的な工業技術者を育成するとともに、教職員を対象とした技能伝承研修会を開催し、教員の専門技術・技能の質的向上と教育力向上を図る。

◇「ひょうごの達人」招聘事業

職業に関する学科を設置する県立全日制高等学校26校を対象に、実習や課題研究等の実技指導に専門家を招聘し、生徒の高度な資格取得やスキルアップを支援し、職業に関する学科をもつ高校における特色づくりを推進するとともに、教職員を対象とした技能伝承研修会を開催し、教員の専門技術・技能の質的向上と教育力向上を図る。

◇私立専修学校に対する補助

- ・私立専修学校高等課程振興費補助：後期中等教育の多様化に資することを目的に、修了者に大学入学資格が付与される高等課程を設置する私立専修学校に対し、その学校運営基盤の強化を支援するため、経常的経費に対する補助を行う。
- ・私立専修学校専門課程振興費補助：私立専修学校の国際化、高度情報化、技術化への対応など先進的で特色ある教育の推進と職業教育・専門教育の充実強化を図り、その振興に資するため、経常的経費に対する補助を行う。

◇農業大学校

農業技術の高度化、経営の専門化に対応し、現代的な農業経営を行うために必要な知識・技術・経営管理能力及び組織活動能力を修得させ、次代の農業を担い、地域における農業の振興等に指導的役割を果たす人材を養成する。併せて、新規就農者及び予定者、地域農業の担い手及びリーダーを育成するため、社会人を対象とした各種農業技術研修を実施する。

(3) 自尊心や自律性など徳性をはじめとした「豊かな心」の育成

①

徳教育の充実

【今後の方向と目標】

社会の変化に伴って、社会生活上のルールや基本的なモラルなどの倫理観の低下が指摘される中、子どもたちに基本的な生活習慣や規範意識を身に付けさせるとともに、自尊感情や他人への思いやり、生命を尊重する心、公共の精神などを養うことが求められている。

このため、徳教育の充実に向けて、徳教育推進教師を中心に校内の指導体制を整備するとともに、徳の時間での学びと徳的実践の場である体験を両輪として、調和のとれた徳教育の充実に取り組む。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

- ◎ 徳教育の指導の手引きの作成（平成21年度）
- ◎ 徳教育の副読本の作成（平成21年度～）
- ◎ 徳教育の研修の実施……全小・中学校の徳教育推進担当者を対象

【施策の取組】

- 学習指導要領の改訂を踏まえ、「生命を尊重する心」や「規範意識」の育成を重点指導内容として指導の手引きを作成するとともに、兵庫の先人たちの多様な生き方や考え方等に触れる徳教育の副読本を作成し、発達段階に応じた体系的な指導を進める。
- 体験活動を徳的実践の場と位置づけ、本県が体系的に実施している体験活動の一層の充実を図るとともに、体験活動と徳の時間とを関連づけた指導を進める。
- 徳の地域教材の開発・活用促進のため、先行事例の成果の周知や教員の教材開発力を高める研修会を開催する。
- 徳の時間の充実のため、各学校の年間指導計画を整備するとともに、学校・家庭・地域社会が一体となって子どもを育てるという機運を醸成するため、徳の授業の公開を推進する。

【これまでの主な取組】

◇徳教育充実事業

徳教育のさらなる充実をめざし、徳の時間の指導内容や指導方法等の工夫改善が図れるよう、教員研修を実施するとともに、各学校での徳教育推進体制づくりを支援する。

② 児童生徒の発達段階に応じた体験活動の推進

[今後の方向と目標]

子どもたちに、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うためには、家庭や地域との連携を図りながら、集団宿泊訓練やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して児童生徒の内面に根ざした創意工夫ある指導を行うことが重要である。

本県では、「自然学校」や「トライやる・ウィーク」などの体験活動に先進的に取り組み、児童生徒の発達段階に応じた体系的な体験活動を実施している。こうした取組において、集団活動や地域の大人たちとの交流、自然とのふれあいなどを通して、子どもたちに、規範意識、信頼感や自信などの自尊感情、他者への思いやりや感動する心など豊かな人間性をはぐくむ取組を一層推進する。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

- ◎ 環境体験事業……全公立小学校3年生を対象（平成21年度～）
- ◎ 自然学校……全公立小学校5年生を対象
- ◎ 地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」の実施……全公立中学校2年生を対象（再掲）
- ◎ 高校生就業体験事業—インターンシップ推進プラン—の実施
……全県立高等学校等の2年生中心から1年生にも拡大（再掲）
- ◎ 高校生地域貢献事業—トライやる・ワーカー—の実施
……全県立高等学校等の1年生中心から2年生にも拡大
- ◎ YU・らいふ・サポート事業……県立特別支援学校23校を対象
- ◎ 障害児の自然体験活動推進事業……小・中学部を設置する公立特別支援学校41校を対象

[施策の取組]

- 子どもたちの発達段階に応じた体系的な体験活動を展開する。

[小学校]

- ・環境体験事業、自然学校：自然学校評価検証委員会の提言を踏まえ、環境体験事業と自然学校との系統的、継続的な学びの充実を図り、学校や地域の実情、創意工夫を生かした弾力的な実施に取り組む。

[中学校]

- ・地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」、地域に活かす「トライやる」アクション：「トライやる・ウィーク」評価検証委員会の提言を踏まえ、生徒一人一人の社会的自立に向けた取組を充実させるとともに、「『トライやる』アクション」の活性化を図り、人間関係づくりを基礎に、地域や社会の活動に積極的に参画する主体的な生徒の育成を図る。
- ・私立中学校社会体験活動推進事業費補助：他人を思いやる心を育てるとともに、自律性を高め、「生きる力」をはぐくむことをめざす。

1 自立的に生きる力を培い、創造性を伸ばす教育に取り組みます

〔高等学校〕

- ・高校生地域貢献事業—トライやる・ワーカー：各学校が取り組んできた特色ある活動を、地域住民等との連携を進めることで、より地域に密着した取組として定着させる。
- ・高校生就業体験事業—インターンシップ推進プラン—：県経営者協会、能力開発協会等の関係団体と連携しながら、事業所でのインターンシップの実施をめざす。
- ・高校生ふれあい育児体験事業、私立幼稚園高校生保育体験推進事業：高校生が、乳幼児とのふれ合いを通して乳幼児についての理解を深めるとともに、子育ての喜びや悩みを感じるにより、自分自身の生き方を考える契機とする。
- ・福祉教育：地域人材を活用し、地域の特色を活かした生徒の福祉活動の機会を設けるとともに、複数の教科や分野を関連させた多様な実践を推進する。

〔特別支援学校〕

- ・YU・らいふ・サポート事業：家庭及び地域社会等との連携や幼児児童生徒の障害に応じた対応により、一人一人の社会性を養うとともに、自立して社会参加する基盤となる「生きる力」を育成する。
- ・自然体験活動推進事業：自然体験活動を通して、集団の中での使命感や達成感、協力し助け合って生活する力を身に付けさせ、集団生活における基本的な生活習慣の向上を図る。

[これまでの主な取組]

◇環境体験事業

人間形成の基礎が培われる時期に、命の大切さを学ぶため、公立小学校3年生が年間3回程度地域の自然に出かけていき、地域の人々等の協力を得ながら、五感を使って自然にふれあう体験型環境学習を実施する。

◇自然学校

学習の場を教室から豊かな自然の中へ移し、全公立小学校5年生が、人や自然、地域社会とふれあうなど、様々な体験活動を通して「生きる力」を育成するため、長期宿泊体験活動を行う。

◇環境教育の充実

学校教育において環境教育を推進するため、指導資料の作成・活用や指導者養成に取り組むとともに、特色ある優れた実践を行っている学校をグリーンスクールとして表彰する。

◇地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」(再掲 p.13)

◇地域に活かす「トライやる」アクション

休日や長期休業中等に、中学生が地域に貢献する活動や「トライやる・ウィーク」の活動を継続する取組を校区推進委員会の支援のもとに実施する。

◇南但馬自然学校の運営

豊かな自然での自然体験活動及び集団生活等を通して、自然、人及び地域とのふれあいを深める、こころ豊かな青少年の育成を図ることを目的に、自然学校の場の提供、体験活動指導者研修の実施、自然学校等のプログラムの調査研究及び情報提供等を行う。

◇福祉教育の推進

地域の高齢者との日常的なかかわりや福祉施設の訪問などの交流やボランティア活動などの体験活動を通して、思いやりや充実感を体得し共に生きる力をはぐくむ。

◇高校生就業体験事業—インターンシップ推進プラン—(再掲 p.13)

◇高校生地域貢献事業—トライやる・ワーク—

全県立高等学校の1年生を中心とした、クラス単位によるボランティア活動、グループ単位による福祉活動等、学校独自の企画や複数校の共同企画による活動を支援する。

◇高校生・ふれあい育児体験

県立高等学校の生徒が保育所・幼稚園や子育て学習センター等を訪問し、保育所・幼稚園等の乳幼児と直接ふれあう体験を通して、子育ての大切さや子どもの成長発達に果たす親の役割、子育て支援等について学習する。

◇ひょうごユースセミナー

子どもたちの個性や適性を十分に伸ばし、こころ豊かな人間形成を図るため、学校教育以外の分野で、多様な創造活動や集団活動、自然体験や勤労体験等ができる学習機会を提供する。

◇YU・らいふ・サポート事業

地域社会とのふれあいを通し、幼児児童生徒等が自立し、社会参加するための基盤となる「生きる力」と社会性の育成を図るとともに、特別支援教育への理解を推進する。

◇障害児の自然体験活動推進事業

自然とのふれあいや集団活動などの経験を通して、自立をめざした知識、技能、態度及び習慣を身に付けるとともに、豊かな心情や社会性を養う。

◇私立中学校社会体験活動推進事業費補助

地域に学び自分を見つめ、他人を思いやる心情を育てるとともに、自律性を高め、「生きる力」をはぐくむことをめざし、私立中学生を対象に実施される様々な社会体験活動に対して補助する。

◇子ども農山漁村交流プロジェクトの推進

(本県の取組)

ア 国と共催した「子ども農山漁村交流プロジェクト推進セミナー」(H20.5.9神戸市内)の開催

イ 同プロジェクトの趣旨を踏まえた「農山漁村におけるふるさと生活推進校」の指定(10校)

ウ 同プロジェクト受入地域の整備(豊岡市、養父市、香美町、朝来市、姫路市、新温泉町の6地域、7受入協議会)

③ 伝統と文化に関する教育の推進

[今後の方向と目標]

これからの国際社会の中で主体性をもって生きていくには、自己がよって立つ基盤にしっかりと根を下ろしていることが必要である。

このため、我が国や郷土の伝統と文化に対する関心や理解を深め、それを尊重し、継承・発展させるとともに、それらを育んできた我が国を愛する態度を養う教育を推進する。

また、学校や地域の文化施設において、優れた舞台芸術の鑑賞や文化芸術活動に参加できる機会を提供するとともに、地域において子どもたちが伝統文化を体験・修得する取組を支援するなど、芸術文化活動を通して豊かな心をはぐくむ教育を推進する。また、文化部活動が個性を伸張し、豊かな情操をはぐくむ上で果たす役割を踏まえ、生徒それぞれの興味関心に応じて芸術や文化に親しむ態度を養う。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

- ◎ 伝統文化体験フェア……参加者数1,500人

[施策の取組]

- オーケストラの演奏を鑑賞する機会を設け、豊かな情操や感性をはぐくむ。
- 伝統文化を体験することにより、子どもたちに歴史、伝統、文化に対する関心や理解を深め、それらを尊重し、地域を愛する態度を育て、伝統文化を確実に継承・発展させることをめざす。
- 地域の伝統文化や伝統芸能などを継承、発展させるため、特に青少年に対する教育プログラムの充実や後継者の育成を行うとともに、世代を超えた地域での交流行事を実施するなど、地域ぐるみで伝統文化や伝統芸能の振興を図る。
- 兵庫県高等学校総合文化祭の各部門別発表会の参加者の増加を図るとともに、新たに総合文化祭に参加する部門数を増やす。
- 伝統文化の魅力を展示や実演、体験コーナーなどにより県民に紹介し、新たな鑑賞者層や担い手の獲得に努めることにより、伝統文化の振興を図る。

[これまでの主な取組]

- ◇高等学校「日本の文化」の全県展開 (再掲 p.10)
- ◇中学校総合文化祭
中学校及び地域における文化活動の振興に資するために、中学生による音楽・書写・美術・郷土芸能等の文化活動の総合的な発表会を実施する。
- ◇兵庫県高等学校総合文化祭
高等学校生徒の芸術文化活動の振興を図るため、全県的な芸術文化活動の発表会を開催する。
- ◇青少年芸術体験事業～わくわくオーケストラ教室～
豊かな情操や感性を身に付けさせるために、中学校1年生が、県立芸術文化センターで本格的なオーケストラの演奏など鑑賞会を実施する。
- ◇郷土伝統芸能の継承
伝統ある郷土の文化を後世に伝えていくため、高等学校において郷土伝統芸能の継承を図る部活動を育成する。
- ◇伝統文化子ども教室事業
日本の伝統文化のうち、子どもが体験・修得することが適切と認められるもので、民俗芸能、邦楽、地域の年中行事等を実施する。
- ◇親子で楽しむひょうご寄席
日本の伝統芸能のエッセンスを楽しく伝えることができる落語を通して、伝統文化の裾野を広げ、また同時に近年失われつつある家族のきずなを確かなものとするため、親子、孫が落語を通して伝統文化に親しむ機会を提供する。
- ◇伝統文化体験フェア
伝統文化の魅力を展示や実演、体験コーナーなどにより県民に紹介し、新たな鑑賞者層や担い手の獲得に努めることにより、日本の伝統文化の振興を図る。
- ◇県公館伝統文化発信事業
県公館和風会議室において、県民に素晴らしい伝統文化に触れる機会を提供することにより、県民の伝統文化に対する関心を高める。
- ◇県民芸術劇場
県内各地において、小・中・高校生をはじめとする県民に、優れた舞台芸術の鑑賞及び参加・体験機会を提供する。
- ◇県立ピッコロ劇団ファミリー公演
ファミリーを対象に、演劇を中心とした優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供する。

(4) 運動や食育、健康教育を通じた「健やかな体」の育成

① 体育・スポーツ活動の推進

[今後の方向と目標]

運動する子どもとそうでない子どもの二極化の傾向や子どもの体力低下が問題となっている状況を踏まえ、子どもたちに生涯にわたる健康の保持増進の基礎を培うため、積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲、能力を育成することが求められている。

このため、全国体力・運動能力等調査の結果から子どもたちの体力と運動能力等の関係を分析・検証し、学校における体力向上の取組を推進する。また、運動部活動が心身の健やかな育成に果たす役割を踏まえ、生徒がそれぞれの興味関心に応じて、スポーツに親しみ、生涯を通じて継続的に運動ができる資質や能力を育成する。

また、子どもたちが地域において気軽にスポーツを楽しむことができる環境づくりを推進することにより、子どもたちのスポーツ活動の充実を図る。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

◎ 新体力テスト項目⁹で全国平均と同等または上回る項目の割合

……小学生・中学生80%以上（平成23年度）

◎ 新体力テスト項目で全国平均と同等または上回る項目の割合

……高校生90%以上（平成23年度）

[施策の取組]

- 各種の実技講習会等を実施し、体育や運動部活動に携わる教員の指導力向上を図る。
- 児童生徒の体力・運動能力の現状を把握しながら、「運動プログラム」等を積極的に活用するなど、児童生徒の体力・運動能力の向上を図る。
- 運動部活動については、生徒や教職員の生活全体のバランスが失われないような適切な指導を行うとともに、活動時の安全を確保する。
- 専門的指導者がいない運動部に外部指導者を派遣するなど、運動部の活動が計画的、効果的に実施されるよう支援する。

⁹ 新体力テスト項目……小学生：握力・上体起こし・長座前体屈・反復横とび・20mシャトルラン・50m走・立ち幅とび・ソフトボール投げ
中学生：握力・上体起こし・長座前体屈・反復横とび・持久走または20mシャトルラン・50m走・立ち幅とび・ハンドボール投げ

[これまでの主な取組]

- ◇小学校教員体育実技指導力向上事業
小学校教員を対象に、体育実技の指導力向上を図るための実技講習会を行う。
- ◇学校体育実技指導者講習会
小・中・高・特別支援学校の体育担当教員を対象に、体育実技の指導力向上を図るための実技講習会を行う。
- ◇体力・運動能力等調査
児童生徒の体力・運動能力の現状を把握するため、小・中・高校の各抽出校で実施した新体力テストを集計・分析するとともに、結果を県内の小・中・高・特別支援学校に発信し、体力・運動能力の向上に資する。
- ◇学校体育実技武道（柔道・剣道）認定講習会
柔道・剣道担当教員の实技指導力の向上を図るための講習会を開催する。
- ◇ひょうごキッズ「元気アップ」実践推進事業
平成16年度に本県独自に作成した「運動プログラム」等を県内の小学校で積極的に活用し、児童の体力・運動能力の向上を図る。
- ◇パワーアップ&サポート運動部活動支援事業
専門的指導者のいない公立中学校、県立高等学校の運動部に外部指導者を派遣し、運動部活動の充実と安全性の確保を図る。

② 食育をはじめ健康教育の推進

【今後の方向と目標】

子どもたちの心身の調和的発達を図るため、運動を通して体力を養うとともに、子どもたちが抱える心身の健康課題に適切に対応し、生涯を通じて健康で安全な生活を送るための基礎を培うことが必要である。

このため、学校の教育活動全体を通して組織的に健康教育に取り組むため、健康教育に関する研修を通して教職員の資質の向上を図るとともに、保護者、地域の専門家・関係機関との連携を密にし、協力体制を整備する。

なかでも、学校における食育については、児童生徒の望ましい食習慣の形成を図るため、各種団体との連携を図りつつ、学校の教育活動全体を通じて組織的・計画的に取り組む。

また、地域ボランティアの協力を得ながら環境教育と連携させた体験教育を展開するなど地域とも連携した活動を広げ、学校・家庭・地域で子どもたちの食育に取り組む。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

- ◎ 公立小中特別支援学校における食に関する年間指導計画作成率……100%
- ◎ 学校給食での県産品使用割合……26%（～平成23年度）

【施策の取組】

- 多様化・深刻化している子どもの心身の健康課題を解決するため、研修を通して教職員の資質向上を図り、学校保健計画に基づいて学校内の組織を整備し、保健教育と保健管理を充実する。
- 児童生徒の心身の健康状態について保護者や学校医等の関係機関と連携し、適切な保健管理・保健指導を行う。
- 市町教育委員会における食育推進体制の整備並びに指導計画の作成を推進し、指導体制の充実を図る。
- 子どもたちの発達段階に応じた食育の効果的な指導内容や教材の研究を進めるとともに、体験活動等を通して、子どもたちの心に働きかける指導の充実を図る。
- 学校給食を食育の「生きた教材」として活用するため、学校給食における地産地消¹⁰を推進するほか、教科等の指導にも生かせる献立づくりを支援するなど、学校給食の充実を図る。
- 学校における食育の取組について、家庭や地域に対し積極的な情報発信を行うとともに、生産者等の地域人材を活用するなど、学校・家庭・地域が連携しながら子どもたちの食育に取り組む。

¹⁰ 地産地消……地域で生産された物をその地域で消費すること。

[これまでの主な取組]

◇ひょうご食育推進事業

「学校における食育実践プログラム」に基づき、学校における実践研究、教職員の理解促進・資質向上を図るための研修会を開催するなど、学校における食育の全県展開を図る。

◇子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業

児童生徒の現代的な健康課題に適切に対応するために、学校・家庭及び地域の専門家・関係機関との連携を強化し、地域レベルの組織・体制を構築するため、「学校保健推進計画」の策定、専門医の学校への派遣、モデル地域での実践を行う。

◇スクールヘルスリーダー派遣事業

心身の健康問題の複雑化・多様化に適切に対応するため、退職養護教諭をスクールヘルスリーダーとして学校に派遣し、教職員の資質向上を図る。

◇児童生徒の健康診断等

毎年、各学校において定期・臨時に健康診断を実施し、その事後措置を行い、児童生徒の心身の健康状態を把握、指導や管理の課題や内容を検討、必要な対策を講じ、児童生徒の健康の回復や保持増進を図る。

◇地産地消学校給食推進事業

県内の農林水産業と結びついた身近な食材に接することを通して、次代を担う児童・生徒の食と農林水産業への理解促進を図るため、普及啓発を行うとともに、県産農林水産物を活用した学校給食の実施推進を市町等に事業委託する。

1 自立的に生きる力を培い、創造性を伸ばす教育に取り組みます

(5) 生徒の多様な学習ニーズに対応する県立高等学校教育の充実

① 県立高等学校教育改革の推進

[今後の方向と目標]

「全日制高等学校長期構想検討委員会」報告（平成11年6月）等を受けて策定した「県立高等学校教育改革第一次実施計画」（平成12年度～20年度）に基づいて高校教育改革を推進し、総合学科や単位制など新しいタイプの学校を設置するとともに、普通科の特色化を進めてきた。その中で、仕事や生活の環境などのライフスタイルに合わせて学べる多部制高校や、異なる言語環境や文化的背景のもとに育った生徒がともに学ぶ中高一貫の中等教育学校を設置するなど、生徒の多様な学習ニーズに対応してきた。

こうした成果を踏まえ、引き続き、学びたいことが学べる魅力ある学校づくりを推進するという基本理念のもと、平成20年2月に「兵庫県高等学校第二次実施計画」（平成21年度～25年度）を策定した。

今後は「第二次実施計画」に基づき、各学校での教育内容の一層の充実を図ることや、今後の生徒数の動向等を考慮しつつ、活力ある教育活動を維持し、生徒の多様な学習ニーズに対応した教育の充実を図る。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

◎ 県立高等学校教育改革第二次実施計画の着実な実施（平成21年度～）

- ・ 通学区域の在り方の検討
- ・ 入学者選抜制度の改善 など

[施策の取組]

○ 「県立高等学校教育改革第二次実施計画」を着実に推進する。

(1) 魅力ある学校づくりの推進

- ・ 学校数や生徒数の増加状況、交通の利便性を考慮し、全日制普通科単位制高校を、阪神地域に学校改編により新たに設置する。
- ・ 専門性の高い学びを実践しているコースや、特色ある学びを継続・発展させているコースを専門学科に改編することを推進する。
- ・ 中・西播磨地域及び丹波地域において、すべての学年が1学級となった学校について、特色ある学校として連携型中高一貫教育校に改編することを推進する。

(2) 県立高等学校の望ましい規模と配置

- ・ 既設の分校については、小規模校として存続する必要性、学区内の生徒数の推移や本校及び近隣校と分校との学級数のバランスを考慮した上で、その在り方を検討する。
- ・ 新しい選抜制度を導入する際に、学校数の少ない学区については、生徒の学校選択の幅を確保する観点から、近隣学区との統合を検討する。
- ・ 生徒の希望状況や市町合併、中学校の進路指導に与える影響なども踏まえつつ、今後全県の通学区域の見直しも含めて望ましい在り方を検討する。

(3) 入学者選抜制度・方法の改善

- ・ 複数志願選抜と特色選抜について、その成果と課題を検証しながら全県的に導入を推進する。

(4) 定時制・通信制高等学校の活性化と望ましい配置

- ・ 働きながら学ぶ生徒や中途退学者の見直し、自分のペースで学びたい生徒など幅広いニーズをもつ生徒に対応するため、多部制単位制高校の阪神地域及び播磨地域への設置を検討するとともに、近隣の定時制高校の募集停止を検討する。

[これまでの主な取組]

◇ 「県立高等学校教育改革第一次実施計画」(H12～H20) の推進

「全日制高等学校長期構想検討委員会」の報告(平成11年6月)に基づき、国際化、情報化、少子・高齢化や生徒の多様化、生涯学習社会の進展等に伴い直面する様々な課題に対応し、子どもたちの「生きる力」の育成をめざし、生徒が成就感や達成感をもって、学びたいことが学べる魅力ある学校づくりを推進する。

(1) 魅力ある学校づくりの推進

- ・ 総合学科の設置：体験的で課題解決的な学習を行う原則履修科目「産業社会と人間」等を通して将来の生き方や進路を考えながら、普通科目と専門科目にわたる幅広い選択科目の中から、興味・関心、進路希望等に応じて自分で科目を選択して学ぶことができる総合学科を設置した。(10校。既設校とあわせて14校)
- ・ 全日制普通科単位制高校の設置：生徒の多様なニーズに応えるとともに、意欲的な学習を促進するため、学年の区分がなく、生徒自らの興味・関心、進路希望や学習の習熟の程度に応じて選択した科目を学習し、入学から卒業までに決められた単位を修得すれば卒業が認められる単位制を全日制普通科に導入した。(5校。既設校と合わせて6校)
- ・ 新しい専門高校の設置：グローバル化が進展する中、国際社会に貢献する国際人の基礎を培い、これからの国際社会で活躍できる人材を育成することを目的とした県立国際高等学校を設置した。(1校)
- ・ 特色ある専門学科の設置：阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた全国唯一の環境防災科など、生徒の学習ニーズや社会の変化に対応した特色ある専門学科を設置した。(4校)
- ・ 中等教育学校の設置：一般に中学校・高等学校にあたる6年間を通じて、異なる言語環境や文化的背景のもとに育った生徒が、能力や適性に応じて弾力的に学ぶ中高一貫教育校として、県立芦屋国際中等教育学校を設置した。(1校)

(2) 県立高等学校の望ましい規模と配置

- ・ 全日制高校の発展的統合：長期にわたる生徒数の減少傾向に対して、多様な教育課程の編成、学校行事や生徒会の運営、部活動の活性化など、学校教育活動の活力を維持する観点から、発展的統合を行った。(5組10校)

- ・ 分校の募集停止(2校)

(3) 入学者選抜制度・方法の改善

- ・ 複数志願選抜・特色選抜の導入：学校の特色や自分の適性・進路希望などに応じて、学びたいことが学べる学校選択を可能とする、複数志願選抜と特色選抜からなる新しい選抜制度を、全日制普通科の公立高等学校に導入した。(6学区)

(4) 定時制・通信制高等学校の活性化と望ましい規模

- ・ 多部制単位制高校の設置：働きながら学ぶ生徒や全日制課程の中途退学者など、自分のペースや興味・関心等に合わせてじっくり学びたい生徒、特定の教科・科目の受講を希望する者、さらに生涯学習社会における県民の学習希望にも対応するため、午前(1部)、午後(2部)、夜間(3部)の3つの部を設置し、生徒が仕事や生活の環境などのライフスタイルに合わせ、いずれかの部に所属して学べる多部制単位制高等学校を設置した。(2校)
- ・ 多部制高校設置に伴う定時制高校の募集停止(6校)

◇ 「県立高等学校教育改革第二次実施計画」(H21～H25) の策定 平成20年2月

[施策の取組] の欄に記載

(6) ひょうごユニバーサル社会づくりの理念に基づく特別支援教育の充実

① 特別支援教育の総合的な施策の展開

[今後の方向と目標]

幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化への対応や、LD、ADHD等を含めた障害のある子どもたちに対する支援、高等部進学者の増加への対応など、特別支援教育の充実が求められている。

このため、通常の学級に在籍するLD、ADHD等を含めた障害のある子どもたちのライフサイクルを見通して、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、一人一人の教育的ニーズを踏まえ、幼稚園から高等学校までを通じて校内の支援体制を整備し、きめ細かい適切な教育的支援を行う。

また、特別支援学校については、施設・設備や教員の専門性を生かし、地域の特別支援教育のセンター的機能を発揮する。

また、「兵庫県特別支援教育推進計画」に基づき、学校規模・学校配置の適正化や後期中等教育の充実など、県立特別支援学校の整備推進に取り組む。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

- ◎ 特別支援学校の再編・整備（平成19～23年度）
- ◎ 校園内委員会の設置……100%（平成23年度：幼・小・中・高・特別支援）
- ◎ 特別支援教育コーディネーターの指名……100%（平成23年度：同上）
- ◎ 特別支援学校での該当免許状保有率……100%（平成23年度：同上）
- ◎ 特別支援学校が行う定期的巡回相談……3,000件（平成23年度：同上）
- ◎ YU・らいふ・サポート事業……県立特別支援学校23校を対象（再掲）
- ◎ 障害児の自然体験活動推進事業……小・中学部を設置する公立特別支援学校41校を対象（再掲）
- ◎ 発達障害者支援センター・ランチの設置……（平成23年度）5カ所

[施策の取組]

- 「兵庫県特別支援教育推進計画」に基づき、県立特別支援学校を、特定の障害種別に対応する特別支援学校と、複数の障害種別に対応する特別支援学校として再編・整備する。
- 特別支援学校の、地域における特別支援教育のセンター的機能の充実を図るため、特別支援学校教員が派遣相談員として地域の学校において相談に対応するなど、地域支援体制の一翼を担っていく。
- LD・ADHD・高機能自閉症等を含め、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を行うため、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した地域支援システムの構築をめざして、各校園ですべての教職員を対象とした研修等を実施する。
- 私立幼稚園において、一人一人に対応したきめ細かな特別支援教育が実施できるよう、特別支援教育実施園への補助やアドバイザーの派遣を行う。
- 発達障害者支援センターにおける市町職員研修会の開催、発達障害者支援シンポジウムの開催など、発達障害児（者）の支援体制の充実を図る。

[これまでの主な取組]

- ◇障害の多様化等に対応した指導体制充実事業
特別支援学校に専門的知識・技能を有する者や特別支援教育において豊かな指導経験を有する者など幅広い人材を非常勤の講師として配置し、障害の多様化に対応した指導を充実させるとともに教員の専門性をより一層高め、指導体制の充実とその活性化を図る。
- ◇特別支援学校医療的サポート推進事業
医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する学校に、看護師を非常勤の講師として配置し、より安全・安心な教育環境を整え、自立と社会参加の基盤の形成に資する。
- ◇YU・らいふ・サポート事業 (再掲 p.17)
- ◇障害児の自然体験活動推進事業
自然とのふれあいや集団活動などの経験を通して、自立をめざした知識、技能、態度及び習慣を身に付けるとともに、豊かな心情や社会性を養う。
- ◇学校生活支援教員配置事業
小学校の通常の学級に在籍するLD、ADHD等の児童が、安定した学校生活や集団活動が行えるよう、指定した市町教育委員会の「支援地域拠点校」に「学校生活支援教員 (LD等通級指導教室担当教員)」を配置し、該当児童の支援体制の在り方についての実践的研究を行う。
- ◇スクールアシスタント配置事業
小学校の通常の学級に在籍する児童のうち、ADHD等による多動性や衝動性が顕著で、行動面で著しい困難を示す児童等が在籍する学校へ配置し、学校・学級運営の支援を行う。
- ◇LD、ADHD等に関する相談・支援事業
特別支援教育における校内外支援体制の整備の推進を図るため、高度な専門性を有する内容について電話・面接相談を実施する「ひょうご学習障害相談室」の設置、LD等の専門家による「特別支援教育巡回教育相談」、学校への支援のため教育・医療・心理関係者からなる「ひょうご専門家チーム」の派遣を行う。
- ◇兵庫県特別支援教育推進計画の推進
障害のある幼児児童生徒のライフサイクルを見通し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、一人一人の教育的ニーズを把握し、きめ細かく適切な教育的支援を行うとことを基本理念とする特別支援教育を推進するため、平成19年度から23年度まで5か年の計画を策定した。
- ◇県立特別支援教育センターの運営
教育上特別の支援を必要とする障害のある幼児、児童及び生徒に対する教育（「特別支援教育」）の推進を図るため、県立特別支援教育センターを置き、教育相談、教職員の研修、調査研究、広報啓発等を行う。
- ◇特別支援教育に係る教員長期研修派遣事業
特別支援教育に携わる公立学校教員を1年間国立大学法人等に派遣し、特別支援教育に関する専門的知識及び技術を習得させ、その資質の向上と指導力の充実を図り、県内の特別支援教育の充実に資する。
- ◇発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業
文部科学省の委嘱を受け、発達障害を含むすべての障害のある幼児児童生徒の支援のため、地域・学校の体制整備、外部専門家の巡回・派遣等、学校（幼・小・中・高等学校及び特別支援学校）の特別支援教育を総合的に推進するための調査研究を行う。
- ◇特別支援教育コーディネーター研修
各学校園における指導的役割を担う教員、市町教育委員会の担当者等を対象に研修会を開催し、計画的に特別支援教育コーディネーターの養成を行い、特別支援教育の体制の整備を図る。
- ◇私立幼稚園特別支援教育推進事業
障害のある園児に対して、その障害の状態に応じて十分な教育を受けられるようにするため、各私立幼稚園で取り組む特別支援教育に対して支援を行う。
- ◇発達障害者支援センターの運営
発達障害児（者）への専門相談や発達支援を行うために、発達障害者支援センターを設置・運営する。
- ◇発達障害児（者）支援体制の充実
市町発達障害児支援連絡会議による関係機関の連携強化、発達障害者の支援に必要な情報を共有化する「発達障害者サポートファイル」の活用、医療診断機能の強化を図るために、地域医師に向け発達障害対応マニュアルの作成などを行う。

② 障害児の自立を支える取組の推進

[今後の方向と目標]

ひょうごユニバーサル社会づくりの理念を踏まえ、だれもが自立した日常生活または社会生活を営むことができ、持てる力を発揮して働くこと、働く喜びが享受できることなど、主体的に参加、参画できる社会づくりが求められている。

障害者雇用施策等が強化されたことを受け、学校と福祉、労働等がこれまで以上に連携を深め、適切な役割分担のもと関係機関と一体となった移行支援を行うため、特別支援学校においても、早期からの一貫性、系統性のある職業教育の改善及び就労支援体制を整備・充実することにより、障害のある生徒の雇用の拡大を図る。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

- ◎ 「はばたきサポート」（後期中等教育の充実事業）……県立特別支援学校20校を対象
(再掲)
- ◎ 特別支援学校高等部卒業生の現場実習受入事業所数……300事業所（平成23年度）

[施策の取組]

- 障害のある生徒の卒業後の自立や社会参加を支援するため、特別支援学校後期中等教育の調査研究を行い、一人一人のニーズに応じた多様な進路選択が可能となるよう職業教育の充実を図る。
- 県内の専門学科を設置する高等学校の余裕教室や施設等を活用して、障害のある生徒と障害のない生徒との交流及び共同学習を実施し、相互理解を図るとともに、就労を見据えた職業教育の一層の充実を図る。
- 特別支援学校では、労働、福祉等の関係機関と連携して障害者雇用施策（職業評価、委託訓練事業、障害者トライアル・デイ等）などをより一層活用し、就労機会の充実を図る。
- 特別支援学校では、福祉・労働等の関係機関と連携して「個別移行支援計画」を作成し、卒業後、一人一人が自立して社会参加できるよう支援の充実を図る。
- 職場適応訓練実習の場を増やすために、企業の職場実習受入を促進するとともに、県が率先して障害者の職場実習等を行う。
- 就労斡旋のために企業の障害者雇用への理解を進めるとともに、一般就労支援の機能を高めるために、企業への啓発や就業・生活支援センター等の拡充により求職登録等の就労斡旋への誘導や支援を行う。
- 就労が継続するよう職場定着支援を強化するために、就職後一定期間の職場訪問等によるフォロー体制を整備する。

[これまでの主な取組]

- ◇後期中等教育の充実事業（はばたきサポート）（再掲 p.13）
- ◇総合リハ能力開発施設による特別支援学校高等部在学学生、発達障害者の職業訓練、職業能力評価
一般就労を希望する高等部2・3年生を対象に、1週間程度の職業能力評価を実施し、特別支援学校における進路指導資料として活用するとともに、発達障害者を対象に、3か月間の職業訓練、職業能力評価を実施する。
- ◇知的障害者の短期雇用事業
一般就労へのステップとして、職業人としての知識の習得や職業能力の向上を図るため、知的障害者を県のアルバイト職員として6か月間雇用する。
- ◇障害者インターンシップ事業
インターンシップを希望する障害者に、民間企業等での研修を実施し、NPO法人兵庫セルフセンターに配置するコーディネーター等の支援により、一般就労への移行を促進する。
- ◇県庁職場体験センターの開設
県庁各課室の文書発送準備等の業務を集約した県庁職場体験センター体験研修の場を設置し、障害者の職場体験の機会を確保する。

(7) 私学教育の振興

①

私学助成の推進

[今後の方向と目標]

私立学校は、建学の精神に基づく独自の教育方針により、特色ある教育を提供するとともに、学力面はもとより、スポーツ活動や文化活動でも全国屈指の成績を上げ、「兵庫の私学」の名を全国に広め、本県における学校教育の推進力として大きな役割を果たしている。

このように、本県の公教育の一翼を担っている私立学校に対する助成を推進し、教育条件の維持・向上や修学上の経済的負担の軽減及び学校経営の健全性の確保を図る。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

- ◎ 私立小学校環境体験活動事業……全私立小学校3年生（又は4年生）を対象
- ◎ わくわく幼稚園開設事業……私立幼稚園202園（全私立幼稚園の85%）で実施

[施策の取組]

- 私立学校の適正な運営を確保し、保護者の経済的な負担の軽減等を図るため、経常的経費や魅力ある学校づくり、特色ある教育活動等に対する助成、授業料軽減補助をはじめとする私立高等学校等生徒の就学助成、私立学校教職員福利厚生団体等に対する助成を行うほか、専修学校や各種学校、外国人学校に対し、経常的経費等に係る助成を行うなど、私学教育の充実支援を行う。
- 生命の大切さや命の営み、自然への畏敬の念など「生きる力」を養うため、発達段階や系統性を踏まえながら環境教育を推進するため、私立小学校の環境体験活動に対する補助を行う。
- 私立幼稚園において、幼稚園に入所していない就学前の3～5歳児を対象として、専門的な教育、体験活動を実施し、小1プロブレムの解消を推進する。

[これまでの主な取組]

◇経常的経費等に対する助成

私立高等学校、中学校、小学校及び私立幼稚園の経常的経費に対する私立学校経常費補助や私立専修学校・各種学校の学校運営の基盤強化、先進的な特色教育の推進、職業・専門教育の充実強化、生涯学習機能の向上及び国際親善・国際理解の推進などを図る私立専修学校等補助、外国人学校に在籍する児童・生徒等の修学上の経済的負担の軽減及び学校教育の運営支援を行う外国人学校振興費補助を行う。

◇魅力ある学校づくりや特色ある教育活動等に対する助成

私立学校における魅力ある学校づくりや特色ある教育活動等に対する助成に加え、少子化対策として、地域や保護者のニーズに対応した子育て支援の積極的な取組に対して支援を行う。

◇私立幼稚園における子育て支援のための事業（再掲 p.2）

◇私立小学校環境体験活動事業費補助

自然環境に触れることは、精神的な豊かさを得るとともに、「生きる力」を養うことにつながることから、学習や生活習慣の基礎を身に付けるため、私立小学生を対象に実施される自然にふれあう体験型環境学習に対して補助する。

◇私立高等学校等生徒の就学助成

私立高等学校の生徒に対する就学機会を確保するため、授業料軽減補助等及び入学資金貸付、私立高校修学支援事業費補助を行い、学資負担者の軽減措置を講じる。

◇私立学校教職員福利厚生団体等助成

私立学校教職員の福利厚生を増進し、身分の安定を図るため、私立学校振興・共済事業団及び退職金財団に補助を行う。

②

専修学校等における実践的な職業・技術教育等の推進

【今後の方向と目標】

少子化の進展により、児童・生徒が減少していることに加え、大学の新設が進んだことから大学全入時代が到来し、専修学校・各種学校を取り巻く環境は非常に厳しさを増している。

このような中で、平成18年に教育基本法が改正され、若年層の職業意識の希薄化などにより、フリーターなどの若年者の不安定就労や、いわゆるニートと呼ばれる若者の存在が社会問題となっていること等を背景として、教育の目標の一つとして「職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと」と明記された。

このため、実践的な職業教育・技術教育等を行う教育機関として重要な役割を果たしている専修学校や各種学校に対し、その振興のための施策の推進を図る。

【施策の取組】

- 私立専修学校・各種学校や(社)兵庫県専修学校各種学校連合会における職業教育、専門教育等の振興に向けた支援を行う。
- 私立専修学校・各種学校の学校運営の基盤強化、特色ある先進的な教育の推進、職業・専門教育の充実強化、生涯学習機能の向上などを図るため、経常的経費等に対する補助を実施する。

【これまでの主な取組】

◇専修学校等の振興策の検討

長引く景気低迷や産業構造の変化、フリーター等若年層の職業意識の希薄化など、大学全入時代を控え、専修学校等を取り巻く環境が大きく変化していることから、平成17年度、18年度に、専修学校等関係者や学識者等を構成員とする「専修学校等振興のあり方検討会」を設置し、専修学校等の振興策について検討を行った。

◇私立専修学校等補助事業

私立専修学校・各種学校の振興を図るため、学校種・課程ごとに、経常的経費等に対する補助を行う。

③ 就学助成の推進

[今後の方向と目標]

私立学校は建学の精神に基づき多様な個性と能力を伸ばす教育を行うことで公教育の一翼を担っているが、その経営は寄附金を除けば、主に県等公共団体からの補助金と保護者からの納付金から成り立っており、保護者の負担する学費には公私間の格差がある。

このため、保護者の学資負担の軽減を図ること等により、生徒の就学機会の確保を図る。

[施策の取組]

- 高等学校等における学資負担の公私間格差の緩和に配慮し、学資負担者の経済的負担を軽減するため、入学時の負担の軽減を図る入学資金貸付事業、入学後の修学継続を図るための補助を実施することにより、県民生徒の進学を援助するとともに、就学機会の確保を図る。

[これまでの主な取組]

◇入学資金貸付事業

私立高等学校及び私立専修学校高等課程（3年制）に入学する県内生徒の学資負担者で、収入が一定基準以下の者を対象とする学校法人の行う入学資金貸付事業に対し補助等を行う。

◇私立高等学校生徒授業料軽減補助等

県内及び隣接府県の私立高等学校に在籍する県内生徒の学資負担者で収入が一定基準以下の者を対象とする学校法人の行う授業料軽減事業等並びに、経済的不況に起因する失職、倒産などの経済的理由から授業料の納付が困難となった者を対象とする学校法人の行う授業料軽減事業（臨時特別）に対し補助を行う。

◇私立高校修学支援事業費補助

勉学意欲がありながら、学資負担者の経済的理由で修学を継続することが困難となる生徒に対し、私立高校が実施する修学継続のための奨学金制度に対する支援を行う。